

願がございませんと間違ひを起します
ので、なるべくそういつたものからと
るという趣旨を、この二項に出したの
でございませう。

○菊田委員 榮養士は六千人では今政
府が計画しておいでになる榮養調査に
は不足しておりませんか。

○楠本政府委員 榮養調査には何ら支
障はございせん。

○菊田委員 人員のことですが……。

○楠本政府委員 現在の人員から見ま
して支障はございせん。

○菊田委員 そうすると今のお答えは
矛盾するじやないですか。あなたの方
では人員に不足を来す場合にその他の
者を加えるというお話だったのです
が、今環境衛生部長のお話では、人員
は不足しないという御答弁であつたの
ですが、それはどういふことでしょう
か。

○楠本政府委員 榮養調査は榮養士と
榮養士以外のものによつて行われま
す。従ひまして榮養士に関する限りは
現在に不足はないわけでありませう。榮
養士だけで榮養調査ができませんか
ら、その他の者をここに規定してあり
ます。

○菊田委員 それはそれでよろしゅう
ございませうが、これは非常勤のわけ
ですが、報酬につきましてもどういふこ
とをお考えになつておりますか。特別
な手当が何か出るわけでありませう
か、その点……。

○楠本政府委員 これは実費を支給し
たすことになつております。

○菊田委員 実費というのは日当とい
うわけですか。

○楠本政府委員 手当その他のものを
支出することになつております。

○菊田委員 これは国の方で全部負担
いたしますか、それともそれをまかな
う地方自治団体の方でこれをやるわけ
ですか、どこから費用が出るかといふ
ことをお聞きしたい。

○楠本政府委員 国が委託費の形で全
部地方に支出いたします。

○菊田委員 第八條の榮養相談所の
ですが、これはむしろ「榮養相談所を
設置することが出来る」というのでは
なくて、はつきりその趣旨からいへ
ば、必ず設置せよといふことの方がい
いじやないかと思ひますが、これにつ
きましていかにお考えでしょう。

○中野参議院法制局参事 御説のよう
に設置するといひまして、必ず設置
しなければならぬ義務づけをした方
が理想的でございませう。ところが地方
財政法によりまして府県に對しまして
経費を要するような義務づけをする場
合には、国の方で費用の手当をせよと
いう規定がございませう。二十七年の
予算がすでに成立しておりますので、
その裏づけをする時期とマッチいたし
ませんで、「することが出来る」とい
ふことで、一応雪いだのでございま
す。將來は御説のような方向に進める
べく努力をいたす考えでございませう。

○菊田委員 その点につきましても、国
からの財政的な裏づけを持つた榮養相
談所を義務的に設置するといふこと
は、どれくらいの見通しがありますか
しうか。たとえば来年年度からとかあ
るいは再来年度とか、そういうような
見通しについて、もしわかつておれば
お聞きしたい。

○中山参議院議員 明年度以降につき
ましては、今日まではつきりした御答
弁をすることが、ちよつとむづかしい
と思ひます。

○菊田委員 提案者の方の御覚悟だけ
でも何つておきたいと思ひます。

○中山参議院議員 なるべく御希望に
沿うように、明年度からいたしたいと
存じております。

○菊田委員 同じく第八條の三項なの
ですが、この三項は私は必要がないの
じやないかと思ひます。榮養相談所
が相談を受けたときには、懇切にこれ
に応じなければならぬといふのです
が、これは当然相談に応じるためにこ
ういふものが出来るわけなのでしう
から、なぜかどういふ項目があるとい
ふことを私は不審に思ひます。その
点をお伺ひいたします。

○中山参議院議員 榮養相談所とい
う看板をつけました方が、相談をする方
も相談しやすいのでありませう。また
受ける方も相談に応じやすい、そこで
懇切丁寧に相談に応ずるようにと
意味をもつてここに掲げたのです。

○菊田委員 これは私またあとでお考
えになつていただきたいと思ひます。榮
養相談所の看板をかけてある以上、
これは親切的な相談を受ける所なの
で、そういう條項が特別に入れたる
というところが、何だかおかしいよう
に思ひます。これは大した問題
ではないので、まあよくお考えになつ
ていただければいいと思ひます。

それから第十條なのですが、これは
労働基準法との関係があると思ひま
すが「継続的に一回百食以上又は一
二百五十食以上の食事を供給する施設
で榮養士を置かないものにあつては」
云々といふことが書いてあるのです
が、私は、個々の国民の榮養改善をこ
の法律で規定するものができる以上

は、そうした集団給食に對しまして
は、やはり専門の榮養士を置かなけれ
ばいけないといふことを、はつきり規
定すべきだと思ひます。特に最近、
赤痢その他におきまして、集団給食か
らいろいろの病気が発生してある例
が、方々の寄附金とか、あるいは工場
なんかにくさんあるのです。これは
設備の改善といふこともありませう
けれども、榮養士を置けば、そういう
不衛生なことに對しまして、やはり
敏感に処置すると思ひますので、百人
でなくとも、二、三十人以上の、ほん
とくに集団給食を恒常的にやる所
には、必ず榮養士を置くといふくらい
ことがなければ、この榮養改善法の趣
旨に沿わないのじやないかと思ひま
す。その点いかがですか。

○中野参議院法制局参事 一回百食以
上一日二百五十食以上で押えましたの
は、現在の保健所における機能を考へ
たのでありませう。今おつしやいます
うちに、この規模を非常に小さくいたし
ますと、現在の陣容ではまかない切れ
なくなるといふことがおまなる理由で
あります。と申しませうのは、先ほど実
働人員を申し上げましたが、實際には
六千でございませう。そのうちで各工
場、事業場あるいは集団給食施設に専
属することになりますと、この数を今
おつしやいました線に落とすと二、三万
になるはずでございませう。それで現
実に法の施行ができませんので、一応
従来の実績から見て指導をして来た規
模を押えたわけでありませう。

○菊田委員 ただいまの御答弁では、
本来ならば、そうした集団給食をやる
場所には、必ず榮養士を置かなければ
ならないのが建前だけれども、現在の

榮養士の数が不足してあるからそれが
置けないので、こうした榮養指導員で
もつて、ときどきそれを調査する、こ
ういふ形にしたと言われるわけなので
すね。そういう事情があるならば、今
すぐしろと言つても、これはできない
と思ひます。が、今の状態ならば、集
団給食といふのは、今後はふえこそす
れ減ることはほとんどないと思ひま
す。そうしますと、やはりここで榮養
士を急速に養成するといふ問題が起つ
て来ると思ひます。そういう問題は
この法案では少しも觸れておらないと
思ひますが、その点につきましては
いかがですか。

○楠本政府委員 榮養士につきまして
は、別に養成施設におきまして養成を
いたしております。また一方では、試
験によりまして資格を与えて目下実施
をいたしておるわけでありませう。

○菊田委員 それでは環境衛生部長に
お聞きしますが、現在の日本の規模
で、榮養士が毎年何人くらい出てお
りますか。

○楠本政府委員 約二千人程度ずつで
きております。

○菊田委員 そうしますと、各集団給
食の場所に全部榮養士を配置するとい
ふことになるまでには、二千人程度で
は相当先の計画になると思ひます。で
すが、そういうことで一体いいかどうか
といふことですね。

○楠本政府委員 ただいまお答え申し
上げましたように、現在二千人程度が
毎年出ておりますが、この程度で行き
ますと、比較的近い将来に大体不足の
ない程度になります。

○菊田委員 今のお話では二、三万人
いると言われたでしょう。ところが、

現在活動できる榮養士が六千人いるわけでしょう。そうしますと、毎年二十人ずつ補充して行きますと、近い将来と申しまして、これはもう五、六年先になつて来るのです。実際にそういう施設がどん／＼できておつて、しかもこういふところで集団給食をやつて、そこにやはり欠陥が起りやすい状態から考えると、せつかくこういふものができた以上、榮養士の不足を補うという問題は、そののんきに考えられないのじやないかと私は思うのです。政府としてたゞいまそれについてお考えなければ、これ以上しかたがありませんが、こういふものをおつくりになつて、ほんとうに国民の榮養改善をやるといふのであれば、やはりそういふものも急速に補充するやうな処置を講じていただきたいということをお願ひいたします。

それから第十二條なんです、この四項目に、榮養食について許可を得る條件がいろいろ書いてあるのです。が、この中に、商品名、製造年月日、製造所所在地といふもののほかに、やはり有効期限といふものをつけなければいけません。じやないかと私は思うのです。食品ですから、いつまでもほつておいても有効だといふものばかりはないと思ふのです。やはり一定期限が来れば腐敗するとか、効力がなくなるといふものもあると思ふのです。有効期限といふものがなければならぬと思ふのです。いかがですか。

○補給政府委員 たゞいまの点は、省令を作成いたします場合に、当然考慮いたします。

○田田委員 私の方は別にこだわりませんから省令でもけっこうですが、商品名だとか製造年月日を書くと同じように、食品の有効期限も、買う人におかるように必ずつづき書いていただくようにお願いいたします。

それから第十八條の学校給食のことなんですけれども、これも前の第十條で私が申しました集団給食の件になるのですが、特に、幼いからだの抵抗力の弱い子供たちを扱つております学校におきまして、集団給食をする場合に、責任のある榮養士がいなくて、これは、非常に間違ひだと思ふのです。これは火急に、少くとも学校には必ず資格のある榮養士が、子供の榮養状態について心配しながら、集団給食を指導して行けるやうな処置を講じていただくと思ふのですが、この点につきましても、提案者の方でどういふお考えでありますか、お聞きしたいと思ひます。

でやつておいでになりますか。あわせてお聞きしたいと思ひます。

○中野参議院法制局参事 将来の見通しと、いつまでに達成されるかなどの点につきましては立案過程において深く追究いたしませんでしたが、学校の考え方では、学校の先生の資格を持つておる者のうちには、榮養学の勉強をした人がおるもので、必ずしも形式的に榮養士の免許を持つておらないからといつて、ほかの集団給食施設のように、榮養士の知識が全然ないので、そのために弊害が起るといふことは、さほどはなほだしくないと、強く強調しております。それだけ申し上げます。

○田田委員 その点につきまして、私は学校の事情といふものは、家事の先生、あるいはその他の女の先生あたりが、片手間に子供の榮養食を十分に注意しながらやつて行くほどの余裕は、なか／＼實際問題としてはないと思ふのです。やはりそのためには専属の榮養士を置くといふことが本体だと思ふのです。急場の場合はしかたがありませんけれども、やはりこういう法律として出す以上は、そういうこともまず考えに入れて、實際の建前をとつて、今できないけれども、いつかあるやうな、急速にそういうことをしなくては、法律ではうたつてあるけれども、實際は不衛生なことが方々において起るといふことになると思ふ。その点は、さつきの集団給食の場合にも申し上げた通りなので、特に学校につきましても、そういう学校の事情、教員の数なんかとにらみ合せて、こういうものをお出しになる以上は、もつとそういうことを徹底的にお考えになつて、改善

の対策を立てていただきたいといふことをお願いしておきます。大体私の質問はこれくらいにしておきます。

○大石委員 丸山直友君。

○丸山委員 提案者及び厚生省当局の両方に、いろいろ入れまじつて御質問をするつもりになります。この法律の制定せられる目的はたいへんよくわかるし、けつ／＼なものであります。その中で多少まだはつきりのみ込めておりません部分がありますので、その点を明らかにしておきたいという意味で、御質問申し上げます。

第二條の調査ですが、この調査は今までも毎年四回くらいやつておられたらしいのですが、毎年やる必要があるものかどうか、それからその予算関係はどうなつておるか、これは從來もやつておられたのですから、予算はとつてあると思ふのですが、その予算の方はどうなつておるか。のみならず先般の御説明によると、厚生省が年に四回ずつで二十四回やつても成果は上つておらぬやうなことを、これからまたやらなければならぬわけなのです。が、今度は成果を上げるやうな調査が、これだけでできるといふお見通しであるか、その予算はどうなつておるか、はつきりした御見解をひとつ伺いた

い。

○山口(正)政府委員 昭和二十一年以来、榮養調査を続けて実施しております。年に四回、二月、五月、八月、十一月と実施いたしております。全国で八万人余りを対象として実施いたしておりますのでございます。毎年実施する必要があるかどうかというお尋ねでございますが、從來からの成績から見ますと、国民の榮養食物の攝取状況も逐次

かわつて参つております。また国民の体位、それから榮養障害に基づく疾病の発生状況といふやうなものも、逐次かわつて参つておりますので、やはり今後は毎年続けて推移を見守つて、それに基いていろいろの食糧の対策、あるいは生活改善の対策を立てて行かなければならない、そういうふうな考えております。

予算は昭和二十七年度は三千五百五十万円計上していただいております。それによつて全額国庫負担で実施いたしております。それから從來六年間昭和二十一年以来やつておるのに、それが何ら役に立っていないといふふうな説明があつたといふお話でございますが、これは私今席をはずしてございまして、失礼いたしました。が、何ら役に立っていないといふことになしに、從來調査されましたその結果によりまして、食生活の指導あるいは関係省に対して、いろいろの要求を出すといふやうなことを指示いたしております。ただそれがまだ十分活用されてない面もあるといふふうなことを考へております。

○丸山委員 成果をあげておらなかつたという事実は、一応お認めになつたやうであります。そうすると今度はこの法律で、これができるといふやうなところにお見通しがございますか、どうですかといふことです。

○山口(正)政府委員 從來引続きまして実施して参りまして、今後は一層それを役立てるやうに努力して行きたい、そういうふうな考へております。

○丸山委員 それからそれを調査する調査員でございますが、国民榮養調査員を置くといふことになつておりますが、この国民榮養調査員の身分はどう

いう身分になるのでありましようか。これは厚生省の内部では調査員の特別の資格は、不必要であるというお考えがあるように、前に聞いたことがあるのですが、現在どういふふうにお考えになつておるか存じませんが、国民栄養調査員は地方公務員になるのですか。それと、どういふ身分になるのですか。それをひとつ……。

○中厚参議院法制局参事 非常勤の地方公務員でございます。

○丸山委員 非常勤の地方公務員というのは、定員制はどういふふうになつておりますか。定員はありますか。よろうか。

○中厚参議院法制局参事 非常勤につきましては、定員のわく外でございます。

○丸山委員 第八條は「栄養相談所を設置することができる」ということになつておつて、これは無理につくらなくともよい、つくつてもいいというわけになる。ところが第九條の「都道府県及び保健所を設置する市に、栄養指導員を置く」とこれは置かねばならぬ。そうすると、栄養指導員は保健所に所属する、保健所の定員の中に入る職員だと思ひます。そうすると、栄養相談所というものの職員は、どういふことになりますか。栄養指導員は栄養相談所にも勤務する、あるいは栄養相談所のつくつてない場合には、保健所に所属する、こゝろいふに動くものですか、どういふふうになつておりますか。

○中厚参議院法制局参事 栄養相談所の設置は、八條で任意制にしてござりますので、都道府県あるいは保健所を設置する市において、人件費も見

ゆとりがある場合には、栄養指導員のほかに、専属の職員が置かれることと思ひます。そうでない場合には、あるいはおつしやいましたように、栄養指導員がかれる場合もあるかと思ひます。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○丸山委員 そうすると、保健所における定員関係はどうなりますか。

○中厚参議院法制局参事 定員は條例で定めることになりまして、地方が置くというのをきめて、専属の職員を配置するということになれば、その條例を改正することになります。

○丸山委員 第十一條でございますが「栄養改善指導上必要がある」と認めるときは、集団給食施設の経営者から必要の報告を求め、となつております。この経営者の定義をひとつはつきりさせていたいただきたい。集団給食施設を営んでおる者、一例を实例で申し上げますと、たとえば、ある一つの工場があつて、その工場の中に食堂がある。その食堂は、工場の直営である場合には、経営者というのは工場の工場長であるのか、その会社の社長であるのか。それを請負いをもつてその食堂を経営しておる者があつた場合には、請負者が経営者であるのか、あるいは会社の当事者が経営者であるのか、その辺の責任の所在をはつきりさせていたいただきたい。

○中厚参議院法制局参事 前段の場合には社長であります。後段の場合には請負をしてゐる者でございます。

○丸山委員 そうするとこれはいろいろな場合があると思うのですが、集団給食施設というものの大體法の対象となつておるもの、一回百食ですか、一日二百五十食以上ですか、その経営主体というものはいろいろなものがあると思ひます。その中の医師が管理するもの、栄養士をおいてあるものは除外してある、こゝろいふことになつております。栄養士も置かない、医師も管理しておらない施設であつて、しかも市の監督を受けるには不適当な施設もあると私は考える。たとえば県が直接集団給食をしておるような施設がある。ところがその町には市が保健所を設置してゐる。そうすると市長が報告を求めるとはできません。市長という身分は、県でいえば県知事であり、おそろく県知事も報告を求めたりすることができるとなると思ひます。これは国の機関である場合もあるかもしれません。国の機関である場合には、厚生大臣が今の経営者たる資格にある場合があるかもしれません。その場合にはその市の市長が厚生大臣から報告を求めたりすることが可能なのであるかどうか、その辺の御見解をひとつ承りたい。

○中厚参議院法制局参事 十一條の「都道府県知事又は保健所を設置する市の市長」と書いてござりますが、十條の二項のうしろの方には、「都道府県知事」としまして、括弧をして「保健所を設置する市にあつては市長」という読みかえてござります。こゝで併列いたしましたのは、ただいま御説明になりました県直営のものにつ

いては、知事がやるのだという選択をさせるつもりで書いたものでござります。それから国の施設につきましては、こゝろいふ必要がある場合には、この條文からは、知事が要求するというこ

なりまして。ただ実際には栄養改善指導上必要があると認めるような事態は、あまりないであらうと考えましたので、特に厚生大臣を並べることはやめたのでござります。

○丸山委員 そうすると法文の解釈上からは、当然国が集団給食施設の経営者である場合においては、厚生大臣に對して、市の市長あるいは都道府県知事はその報告を求め、あるいは必要なる指導をすることになるわけでございます。間違ひございせんか。そういうことは厚生省としてお困りになりませんか、いかがでございますか、その点をひとつはつきりしていただきたい。

○山口(正)政府委員 そういふ場合には、ただいま丸山先生のおつしやいましたように、知事または市長の指導を受けなければならぬことになりまして、やむを得ないと、かように考えております。

○丸山委員 厚生省が、やむを得ないことで厚生大臣が保健所を設置する市の市長の指示を受けたり、指導を受けたりするということをお認めになるのでございますか。もう一ぺん念のために伺つておきます。速記録に残りますから。○山口(正)政府委員 ただいまおつしやつた通りでございます。

○丸山委員 非常に謙讓な厚生省當局、厚生大臣がはたして何とおつしやるか、こゝろいふことは起らぬかと思ひます。事実上そういうことは起らぬかもしれせん。実際問題としてそういうことは起らぬかもしれせん。また、知事は速慮はするであらうが、法文解釈はするであらうが、法文解

釈上からは当然そうである。また厚生省も認めざるを得ない立場にある。これを明瞭にしておきます。

それから経営者という言葉が使つてありますが、古い場合には管理という言葉が使つてあつたと思ひますが、医師が管理するものという言葉と、経営者との關係を、もう少し明確に御説明願ひたい。管理者と経営者の區別をはつきりしていただきたい。

○中厚参議院法制局参事 この成案ができません以前に、管理者と経営者を使いわけておりました。経営者はその施設を現に責任を持つて経営をしてゐる者であります。管理者は、その給食施設そのものを経営してゐるものではございせんが、管理責任だけは持つておるという場合には、管理者としたのでござります。この医師が管理するという言葉をここに書きましたのは、病院の給食の場合でも、病院の直営でない場合もあるのではないかと考えます。その場合でも病院の医師が管理をしてゐる場合には除くのだ、こゝろいふ意味でございます。

○丸山委員 この法律で、前には医者という管理者がある場合は除いて、あつた場合には、経営者という言葉が使つてある。この経営者という言葉の中に、今私が伺ひましたように、非常にわけのわからぬようなものがあるのです。その点で、實際上の運営には支障はなからうと思ひますけれども、これは立法技術としては非常にまづい文章であると思ひます。これは提案者において何か御考慮になる余地はございせんか。これはかなり重大だと思ひますので、念のためにもう一ぺん伺ひたいと思ひます。あるいは速記をとめ

たります。ただ実際には栄養改善指導上必要があると認めるような事態は、あまりないであらうと考えましたので、特に厚生大臣を並べることはやめたのでござります。

○丸山委員 そうすると法文の解釈上からは、当然国が集団給食施設の経営者である場合においては、厚生大臣に對して、市の市長あるいは都道府県知事はその報告を求め、あるいは必要なる指導をすることになるわけでございます。間違ひございせんか。そういうことは厚生省としてお困りになりませんか、いかがでございますか、その点をひとつはつきりしていただきたい。

○山口(正)政府委員 そういふ場合には、ただいま丸山先生のおつしやいましたように、知事または市長の指導を受けなければならぬことになりまして、やむを得ないと、かように考えております。

○丸山委員 厚生省が、やむを得ないことで厚生大臣が保健所を設置する市の市長の指示を受けたり、指導を受けたりするということをお認めになるのでございますか。もう一ぺん念のために伺つておきます。速記録に残りますから。○山口(正)政府委員 ただいまおつしやつた通りでございます。

○丸山委員 非常に謙讓な厚生省當局、厚生大臣がはたして何とおつしやるか、こゝろいふことは起らぬかと思ひます。事実上そういうことは起らぬかもしれせん。実際問題としてそういうことは起らぬかもしれせん。また、知事は速慮はするであらうが、法文解釈はするであらうが、法文解

釈上からは当然そうである。また厚生省も認めざるを得ない立場にある。これを明瞭にしておきます。

それから経営者という言葉が使つてありますが、古い場合には管理という言葉が使つてあつたと思ひますが、医師が管理するものという言葉と、経営者との關係を、もう少し明確に御説明願ひたい。管理者と経営者の區別をはつきりしていただきたい。

○中厚参議院法制局参事 この成案ができません以前に、管理者と経営者を使いわけておりました。経営者はその施設を現に責任を持つて経営をしてゐる者であります。管理者は、その給食施設そのものを経営してゐるものではございせんが、管理責任だけは持つておるという場合には、管理者としたのでござります。この医師が管理するという言葉をここに書きましたのは、病院の給食の場合でも、病院の直営でない場合もあるのではないかと考えます。その場合でも病院の医師が管理をしてゐる場合には除くのだ、こゝろいふ意味でございます。

○丸山委員 この法律で、前には医者という管理者がある場合は除いて、あつた場合には、経営者という言葉が使つてある。この経営者という言葉の中に、今私が伺ひましたように、非常にわけのわからぬようなものがあるのです。その点で、實際上の運営には支障はなからうと思ひますけれども、これは立法技術としては非常にまづい文章であると思ひます。これは提案者において何か御考慮になる余地はございせんか。これはかなり重大だと思ひますので、念のためにもう一ぺん伺ひたいと思ひます。あるいは速記をとめ

たります。ただ実際には栄養改善指導上必要があると認めるような事態は、あまりないであらうと考えましたので、特に厚生大臣を並べることはやめたのでござります。

○丸山委員 そうすると法文の解釈上からは、当然国が集団給食施設の経営者である場合においては、厚生大臣に對して、市の市長あるいは都道府県知事はその報告を求め、あるいは必要なる指導をすることになるわけでございます。間違ひございせんか。そういうことは厚生省としてお困りになりませんか、いかがでございますか、その点をひとつはつきりしていただきたい。

○山口(正)政府委員 そういふ場合には、ただいま丸山先生のおつしやいましたように、知事または市長の指導を受けなければならぬことになりまして、やむを得ないと、かように考えております。

○丸山委員 厚生省が、やむを得ないことで厚生大臣が保健所を設置する市の市長の指示を受けたり、指導を受けたりするということをお認めになるのでございますか。もう一ぺん念のために伺つておきます。速記録に残りますから。○山口(正)政府委員 ただいまおつしやつた通りでございます。

○丸山委員 非常に謙讓な厚生省當局、厚生大臣がはたして何とおつしやるか、こゝろいふことは起らぬかと思ひます。事実上そういうことは起らぬかもしれせん。実際問題としてそういうことは起らぬかもしれせん。また、知事は速慮はするであらうが、法文解釈はするであらうが、法文解

釈上からは当然そうである。また厚生省も認めざるを得ない立場にある。これを明瞭にしておきます。

それから経営者という言葉が使つてありますが、古い場合には管理という言葉が使つてあつたと思ひますが、医師が管理するものという言葉と、経営者との關係を、もう少し明確に御説明願ひたい。管理者と経営者の區別をはつきりしていただきたい。

て、ちよつと御相談してもいいと思ひます。

○中厚参議院法制局参事 ちよつとおつしやる意味が、私よくわかりませんが……。

○丸山委員 この集団給食施設の経営者というものを主体にしたわけですね、十一條は、責任者は経営者になるのです。そうすると、経営者のもとに管理者が居る場合、除外せられるのです。ところが管理者が医者でなかつた場合、つまり管理者というものと経営者というものがはつきり区別されておる、管理者が責任があるわけですね。その部分の集団給食に対しても、責任者は社長さんではなくて、管理者が実際の責任を持つてゐるわけですね。私の言う意味は、経営者という言葉をやめて、管理者と直したならば、国の施設に厚生大臣が調べられたりするようになつていくはせぬかといふことです。私の聞いておるのには、そういう誘導質問です。経営者を管理者と直しますと、厚生大臣が県知事や市長から調べられることはなくなる。決して厚生大臣が直接管理者になつてゐるはずがないのですから、その場合はその余地がないかといふことを、速記をとめて御相談申し上げようと思つたのですが、わからぬとおつしやればその点も少し……。

○中厚参議院法制局参事 立案いたしましたときは、今御心配をいたさきまつたようなことは、事実上起らないだらうという予想で、十一條は経営者といたしましたが、ただいま御心配をいたさきまつたように、まことにおかしいといふことが生ずるのであります。ならば、管理者にかへることについては異

存はございません。

〔青柳委員長代理退席、委員長着席〕

ただ先ほど厚生大臣が、知事なり市長の監督を受けるというように御議論をお進めになりましたけれども、国がそういう集団給食施設をしておる場合、厚生大臣は栄養指導行政の主体としてやるのではなく、一私人と同じような資格においてやるのでございませうから、私の方はさほどおかしいとは思へなかつたのであります。

○丸山委員 そういふことにつけた申訳はなさぬ方がいと思ひます。率直にお改めになる方がいと思ひます。二條、特殊栄養食品の「標」があり、この十二條には、特殊栄養食品といふ言葉は使つてございせん。ただ「栄養成分の補給ができる旨の標」をなつておられます。そうすると、「栄養成分の補給ができる旨の標」をしたものを名づけて特殊栄養食品と名づけるのであるかどうか。特殊栄養食品の定義はつきりしてまいりたい。

○中厚参議院法制局参事 お説の通りでございませう。

○丸山委員 さういふにいたしますと、ここに一つ問題になるものがあるのがあります。牛乳あるいは乳製品といふものがある。これは他の特別な厚生省令五十二号の規定によつて規制を受けるものなんです。成分と品質の向上との約束がきめられておる。そうすると、五十二号とそれとの関連性はどうか。これは五十二号といふものをかえてしまふばいいのか。あるいはこの法律によるというふうにしてしまふのであるか。これは厚生省の方から

も御意見を承りたい。

○山口(正)政府委員 ただいまお尋ねの点は、私どもの方といたしましては、牛乳を特別用途標の特殊栄養食品といふふうには考えないで、一般の食品、こゝろいふに考へて措置をいたしておるのでございませう。

○丸山委員 ただいまの公衆衛生局長の御答辭によると、牛乳は「栄養成分の補給ができる旨の標」はできない。標示した以上は特殊栄養食品と認められるのでございませうか。あなたは今特殊栄養食品とは認めないとおつしやる。そうすると、牛乳及び牛乳に係るおるミルクその他一切の食品は、「栄養成分の補給ができる旨の標」がでないことと相なるわけでありませうか。それでさしつかへございせんか。

○山口(正)政府委員 特別の用途の標示をしない限りこの法律の中には入らない、適用にはならない。

○丸山委員 御答辭が私にわからないのですが、第十二條をよく読んでごらん下さい。「栄養成分の補給ができる旨の標」と書いてある。その次に「乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途」といふふうになつてゐる。他の「栄養成分の補給ができる旨の標」でも特殊栄養食品になる。そうすると牛乳がこれからやめる場合においては、何かそこに乳児とか何とかいふことを書けばいいとか、書かぬでもいいとか、その辺の調整をどういふふうになさるか、はつきりした見通しを承りたい。

○中厚参議院法制局参事 これは立案しましたときに、牛乳と乳製品のことを一応問題になつたのでございませう。

牛乳や乳製品はこゝろいふ特殊な標示をしないで、これは栄養補給ができるのだといふことが常識になつておるのだ、そういうことを常識にしないのが普通でございませう。それを特別にヴィタミンAがどのくらい以上入つておるのだとかいふ特殊の標示をしたときには、特殊栄養食品の標示の規定にかかつて来るわけでありませう。

○丸山委員 特殊といふ文句が書いてないのではありません。「栄養成分の補給ができる旨の標」だけでも、特殊栄養食品であります。

○中厚参議院法制局参事 「栄養成分の補給ができる旨の標」と申しますのは、たとえばカルシウム補給とか、そういうような標示でございませう、牛乳にはただ牛乳と書いてあるだけのように了解しておりますが……。

○丸山委員 あまり知識が深くおありにならぬと見えます。牛乳には濃厚牛乳でありますとか、いろいろの標示があるのではありません。ただの牛乳といふだけではない。のみならずこれからヴィタミンDの附加したところの牛乳も発売せられようとしておるところなんです。そういう場合には、牛乳は一方において他の法律によつて縛られておることになる。その辺の調節をどう考へておるかといふことを聞いておるのです。

○中厚参議院法制局参事 ただいま御指摘になりましたような標示がなされれば、十二條に入るといふ前提で立案いたしました。

たい。

○中厚参議院法制局参事 省令五十二号はただいま手元にございませうが、私の記憶では、規格をきめただけの上に了解しております。その規格の上に、もう一つ特殊な標示をする場合には、この十二條をかぶつていいのだといふ運用をするつもりで立案をいたしました。

○丸山委員 一応ごもつとです。そういうふうに取り扱つて行こうという方針は、一応私には了解できるのであります。しかし御承知のように牛乳製品といふものは非常に普及して、非常に数多く出して、しかもミルクのように保存できるならばいいですが、保存できないものがある。それに前項の許可した製品のいろ／＼なことを書かなければならぬ規定があるわけですね。その規定のことをやつても、そのピンはただちに洗つて消毒するのですから、だめになる。牛乳業者にとつては、この規制を受けるというところは、かなり苦痛であつて、私どもは牛乳の普及をせなければならぬと思つてゐるのに、それに逆行するような結果が起るのではないかと、いふことを実は心配するのです。そういう意味で、牛乳の中のある部分は、その品質その他において、厚生省令五十二号で押えられておるのだから危険はない。その方で取締規則があるのだから、この中から除外して附則の方へまわして、その点を明らかにしたらどうかといふのが、私の考えです。それを申し上げたいために私は質問してゐる。

○中厚参議院法制局参事 この十二條は、製造について許可を受けるといふことまでは、言つておらないのであり

まして、そういう特別な標示をするときだけは、許可を受けなさいというように言っておるのでございます。もし今御指摘になりますような新しい牛乳が出ましても、そういう特殊な標示さえしなれば、ここにはかからないのだから、さしつかえないのではないだろうかというところで、運用上の打合せをしたのでございます。

○丸山委員 そういふわけには参らぬ。四項をぐらんにすると「第一項の許可を受けて標示をする者は、商品名、製造年月日、製造所所在地及び製造者の氏名又は名称、許可番号、原材料の配合割合、成分分析表その他厚生省令で定める事項を当該食品の容器包装の見やすい箇所に明記した標示をしなければならぬ」と書いてあります。牛乳のビンにこれだけのことを書いたものを張らなければならぬ。何らかの養成分の補給ができるということを示す場合には、これだけのことをやらなければならぬ。そういうことはできないから、この法律でしぼられて、栄養成分の標示は一切できなくなる。そういうことでは実際の運用に困らぬか。書く以上はこれだけのことを書かなければならぬ。たとえて言えば、オール・オア・ナッシングになつてしまふわけです。それでは牛乳製品を普及させる上には困るじやないか、それを私は言つておるのであります。

○大石委員 ちよつと速記をとめて……
〔速記中止〕
○大石委員 速記を始めてください。金子君。
○金子委員 今の問題はどういふふうにかつ切つたのか、私さつぱりわから

ないのですが、今の丸山委員の質問の問題は、故意に言うのではありませんに、食品衛生という立場から、一つの食品として人体に害があるとか、あるいはそういうふうな害のあるものに対する一応の制度があるわけでありまして、その食品衛生の方で、これの方は、今の食品衛生の取締り以外に競合するような問題は起りませんか。

○中原参議院法制局参事 今問題になりました十二條は、食品衛生法の中にございまして従前の制度を、そのまま振りがえしたのでございます。従つて今御質問のようなことがもしあるとすれば、食品衛生法自体にも矛盾があつたであらうというのでありますが、そういうことは今まで聞いておりませんので、ないはずだと了解しております。
○金子委員 そうしますと、今の食品衛生法による検査とか、監督とかいうことが、今度この法律の範囲の仕事にかつて来るということ、そのかわることに對しても問題はありませんか。

○中原参議院法制局参事 食品衛生法のうちの特殊標示の部分だけが、こちらに移つたわけでございます。そのことについては、実施をする所管省の方でも十分打合せがしてございますから、支障はございません。
○金子委員 最後に、この問題だけに於いてですが、第十二條の本文と、それから第四項に、あたかも省令にでも書くようなことをきつと書くから、こういう矛盾が出て来るのであつて、こんなに法律できつと書くから、一つのわくをこしらえておいて、そうして省令に定める余地を残しておけば、こういうような矛盾が起らないと思

のです。これは法作成上の問題であります。これは私の意見になりまするけれども、後ほど研究されまして「本法の中に、こういうふうな製造年月日だとか、こまかいこと一切を書こうとするから、こういう矛盾が起つて来るので、ある程度までゆとりをつくつておいて、この範囲のことは省令で定める、こういうふうなことにすれば、こういうふうな矛盾は出て来ないと思ふのであります。

それからこまかい條文的なことに対しては、ほかの委員からいろいろ質問がありましてから、繰返して申し上げることを避けまして、ここに考えないうちやならぬことは、この法律の施行の目的というのに対しては、もちろん私も非常に共鳴しておるものであります。ぜひこの法律を通した予算のない中でこの仕事をやるというときに、あるいはやむを得ぬというやうなことになるかもしれないけれども、この法律が施行されて、そして国民栄養改善のために、この法律によつてスタートいたしましたときに、その重点が、結局集団給食というやうな最も管理しやすい面に厚くなつて、そうしてそうでなくて一般国民、農村だとか、あるいは小市民だとかいうやうなものに對して手が届きにくく、言いかえれば、相談所というものが設置も、都道府県と保健所を持つ市に置くのだということになると、都道府県にたつた一人のやうなものが置かれても、あるいは市の保健所に置かれても、保健所というものは、大体において人口集団のあるところに置かれる、あるいは工場その他の施設の多い

ところに置かれる。そうすれば、その届出書類の監督ということだけで終つてしまふ。一般の国民、あるいは農村なり、小市民の指導というのには對しては、實際上何ら手を伸ばし得ないではないか。こういう点を私どもは指摘したいのであります。それに対してどういふ考え方を持っておられるか。

○山口(正)政府委員 ただいまの金子先生のお尋ねは、先般参議院の委員会におきまして御同様の、集団給食施設にのみ偏重する様なことのないようにという御注意がございました。この法律に基いて栄養改善指導をやつて参ります場合には、ただいま御注意になりましたように、單に集団給食施設だけでなしに、あるいはまた都市偏重といふやうなことでないよう、農村にまで十分行き渡つて、生活改善指導という観点から栄養改善をやつて行きたい、そういうふうに御注意して参りたいと考へております。

○金子委員 今山口局長がそういうふうに注意するといふことに對しては、いい心掛けだと思ひますけれども、実際上はこの面だけではできないといふように思ふのです。なぜならば、この制度の中ではその手足がなない。この法案は急ぎますので、少々意見にもなりますが、栄養指導員といふものを都道府県に置くことになつてい

か結ぶやうなあり方をした方がいいじやないか。それならば特定の莫大な予算をとつて要員を新たに設けることよりも、そこに何らかの関連性を持たした方がいいじやないかと考へるのであります。それが、それに対してはどう考へますか。

○山口(正)政府委員 ただいまの御注意でございますが、これは單に栄養改善の問題だけでなしに、すべての公衆衛生方面におきまして、いわゆる細部にわたるいろいろの手が十分足りないうちやならぬと考へますので、それに対しては保健所とか、あるいは府県庁といふやうなところの職員の働きに呼応して、その公衆衛生の向上といふことにつきまして、あるいはこの問題に關しますれば、栄養の改善といふことにつきまして、いろいろの筋を通し、一緒になつて働いていただくやうな、そういう組織をできるだけつくつて行きたい、そういうものを生かして公衆衛生の向上、栄養の改善といふことをはかつて行きたい、そういうふうに考へております。

○金子委員 そういふふうに考へたいといふことも、考へることはいつこ

うであります。そうならば、栄養指導員という項目に持つて行つて、他のそういう機関にそれらの仕事を委嘱するといふことを、やはりつきりさしておく必要がある。委嘱することができるといふことになれば、たとえ委嘱することのために若干の予算もそれ先の人がかつてにやることであつて、内面的なコネクションをつけるといふことだけであるから、今後予算化して行くときには、やはり末端の各市町村

にこれに対する嘱託費なり、委嘱費なりを置くのだというのを法文にうたつておく方が、予算を獲得するに有利な立場になり、また実質的にもその方が効果がるのじやないかと思われまゝです。この点もあとで一応私の質問が終つてから相談したいと思ひます。それから、その次に調査の問題であります。榮養調査を調査員をもつてやるというやうなことがあるのであります。これに對して私は非常に疑問が出て來ておるのであります。榮養調査員を都道府県に置くところまではわかるのであります。さてそれならその調査員がどういふ形式で、調査をするかというのを考えてみます。――私どものかつての経験は、農村体験しか持たないものであります。昭和の当初から、農村の一つの問題として、農村榮養の問題を取上げて、そして一つの郡當りで、その各町村の青年層と主婦の協力のもとに、食品の消費実態調査なんかをやつて、経済の面、あるいは榮養の面から検討したことがあるのであります。そういう實際のことをやろうとすると、とても役人なんかでできるものじやないのです。一定の工場や何かならばどういふ献立をしてゐるか聞けばわかるかも知れませんが、人々も、實際庶民階級の人たち、あるいは農民の人たちの榮養調査をやるといふことになる、結局消費実態調査をする以外にはないのであります。ときたま行つて、どういふ献立をつつておられますか、なんて言つたつて、それでは實際にならない。榮養調査をやるときには、必ず一箇月なり数箇月の、できれば一箇年を通して、そういう階層の食品の消費実態調査をする

るほかにないのです。ただ役人なんかが出張して調べた程度では、できぬと思ふのですが、それはどういふやうな方法をもつてやろうとしておりますか。

○山口(正)政府委員 調査いたします場合には、調査員はここに書いてございませう。医師あるいは榮養士その他の保健婦、それを非常勤の職員にして調査に当らせますが、それを実施する場合にその土地の人の協力を得て、食料の攝取状況の實際を調査して参つております。從來までの実施の状況から考えてみまして、大体實際調査がこの組織でできる、そういうふうに考えております。

○金子委員 それができるとすれば、私の從來の経験とえらく違ふのです。それでは委託調査や何かをやつて一銭の紙代もペン代もやらないのですか。

○山口(正)政府委員 全部こちらで費用を持つて、そういう調査費なんかを整理しまして、それによつて調査しております。

○金子委員 この問題は時間がありませうから、しつて申し上げませんが、あなたの方でつたデータがもつともらしく印刷になつて積み上つて來ると、ほんとうのやうに思つてゐるかも知れませんが、私どもが民間におります、実際に榮養調査なんかをやりましたときには、とてもあんな簡単なことで数字がまとまるものではない。簡単にまとめ上げたものは、さうでもない。これはまた農家のことになりませんが、毎日農民の食べておるものを、現金出納であれば非常に簡単にあります。現金出納であれば非常に簡単にありますけれども、食品の消費状況調

査といふことは、現金出納よりもはるかに多品目にわたつて、日常消費したものをはかるというところは――おそれるはかりさえないやうな家を持つて行つて、これをばからせるということとは、相當の経費をもちませんとできないのであります。これは私経験しておるのであります。それを大した予算もなくして印刷した紙くらいやつて、これをつけてくれといふやうな程度でできたといふと、その数字はさうである。これをほんとうにやろうとするならば、調査に關する予算をもつとがなばつて行かないとできない、こういうふうには私は考えておりますが、その点はどう考えますか。

○山口(正)政府委員 御説の通り、こういう食品の實際調査、攝取状況を調査いたしますのは、非常に困難な仕事だ、そういうふうなことを考へております。しかし、いろいろお話をいたしましたばかりの問題を一例にとりまして、はかりを各戸に貸与するとか、さうしてこちらから調査員が出かけて行つて手伝つてやる、あるいは質問に答へ、一緒にいろいろ資料を整えてやる、そういうふうなやり方で、現在実施いたしております。しかしこれは實際問題からいたしますと非常にむづかしい仕事であります。今後はできるだけさういふ正確なデータがとれるやうにやつて行かなければならぬ、そういうふうなことを考へております。

○金子委員 その問題はまだ私には納得できません。と申しますのは、私十年前のあの農村の最も不況の當時と最近と、二回にわたつてこの問題をやつてみまして、その犠牲が非常に大きい

ために、はたしてこれができるかどうか、またそれに対して簡単にデータが出ることは、かえつて間違ふと考へておりますので、この点は質問と申し上げるよりか、御注意申し上げたいと思ひます。

それからこの問題をおやりになる上に、調査することと同時に、榮養改善までやるということに、この法律の目的があるといひますと、なぜ不合理な榮養がとられてゐるかといふことを考えましたときに、あなたの方で調査してわかるでしようが、農村の榮養状態なんかを見ますと、一箇年の消費食品全体のトータルは、カロリーの不足も決して不足してゐない。不足しておらないけれども、それがなぜあれだけ過激な労働をする人たちが、非常にへんげな榮養になり、体位の上から言つても貧弱な体位、あるいは病氣も多いという結果が出てゐるのかといふと、結局偏食だからといふことになつてゐる。さうして蛋白質が少いといふやうなことは、常識的にたれでも言われておりますが、それならば農村の主婦がそれを全然知らぬかといへば、知らぬわけではない。それは、一つは昔からの慣習が原因いたします。その次に一番大きく働くものは労働問題であります。要するに農業労働に追われるので、調理に對して手間をかける時間がないといふことなんです。それからもう一つには施設が悪いといふことです。施設が悪いから、総合的な榮養調理をしよと思つても、あとまわりのなる。こういうやうなことが原因してゐるのであつて、榮養学といふものだけを教えたから調理が満足にでき、同時に榮養上欠陥のないやうな方向に行

けるかといふと、これは相當むづかしい問題だ、従つて、これを指導するといふことになりまして、さういつたやうなことの原因を発見すると同時に、もしこれをおやりになるならば、全国に對して数百箇所の、あるいは集団町村なり、あるいは個々の散佈的なものなりをピク・アップしまして、そこに國家が重点的な一つの、私が先ほど申し上げたやうないろいろ原因と総合して指導できるやうなものを實施して行くこと、こういうことをやらなければこの効果は上らない。さうでない場合や何かに榮養士を置いて、さういふところだけの監督をしたといふことだけにとどまつてしまふ。それらの國民層は全國民の一割ないし二割以内のものであります。問題は一般大衆、農民の層における榮養上のロスが非常に多いのであります。この点を私は非常に關心を持つていたきたい。その点から行きますと、この法文だけでは、非常に不満足であります。討論に入りまして、それらのことに對しては差控えます。さういふやうな点を十分お含みの上、今後この法律について善処してもらいたいと思ひるのであります。

○大石委員 他にこの法案に對する御質疑はありませんか。別に御発言もないやうでありますから、お諮りいたしますが、本案の質疑は終了したものと認むるに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○大石委員 御異議ないやうでありますから、本案の質疑は終了したものと認めます。

○楠本政府委員 現在はタンク自動車
を三台備えまして、これに清水をつぎ
まして、各戸に配給をいたしておきま
す。各戸と申しまして、つじつに
立ちまして水を鳴らしまして、そうす
ると近所からバケツを持つてとり来
るといふやり方でありまして。

○刈田委員 これは大体一戸につきま
してどれくらい一日に配給をしてお
るかということ、そして一世帯の最高
人員が大体どれくらいで、どれくら
い水の配給をしておるかということ、
この実情も知りたいと思ふのです。

○楠本政府委員 現在大体一日二回配
給をいたしておりますが、一戸当り大
きなバケツに約三ばい程度でござい
ます。従いましてこの程度の清水では、き
わめて生活に不自由でありますので、
目下市とも相談をいたしまして、至急
タンク自動車を増強するように手配を
いたしております。

○刈田委員 これは市民にしてみれ
ば、非常な不便があるわけなんです、
ひひこれは、特に夏季を迎えまして、公衆
衛生等の見地から見まして、これは
一日もほろつておかれないと思ふので
す。あとでこの委員会の方とも御相談
いたしまして、ぜひ觀察に行つてもら
つて、何とかこれを早急に解決するた
めに、当然委員会としても乗り出さな
ければいけないと思ひます。それにつ
きまして、少し質問をいたしたいと思
ふのですが、これのための経費は現
在どこが受持つて、大体このために一
日どれくらいな経費を使つておるかど
ういふこと、それをお聞きしたいと思
ふのです。

○楠本政府委員 大体市におきまして
は、自動車の運転並びにその他水の配
給のために一日約一萬数千円を使つて
おると思ひます。

○刈田委員 今お答えいただけなかつ
たのですが、どこが——これは全部立
川市が負担して、国としての補助
金は出してないかどうか、そのこと
をお聞きしたい。これはあなたの
方では突貫工事をやつて水道をつくる
といわれるのですが、水道をつくるま
では少くともこの程度の費用はいるわ
けなんです、大体どれくらいな見込
みで水道をつくれるかということ、
それからまた水道をつくるための費
用、これがどういふことになつてお
るのか、この関係も少しお聞かせ願ひ
たい。

○楠本政府委員 水道が少くも現在の
被害地帯に、各戸給水ができるまでに
は、いかに突貫工事を実施いたしまし
ても、最少六箇月はかかるという見込
みであります。なお水道に要する経費
につきましては、これは国が公共事業
費としての補助金のほかに、一般起債
のわくでこれを処理いたします。

なお念のために申し上げますが、立
川市の水道計画は、この問題が始ま
つてから初めて計画されたものではな
く、すでに前年以來あつたわけであ
ります。たゞ／＼本年はかような問題が
起きますので、特に計画を若干かえま
して、被害地帯に早急に水の入るよう
な計画に変更をしたわけでありませ
ん。

○刈田委員 そうしますと、大体六箇
月先にならなければ水道はできない、
それまでは一日二回大体三ばいあての
給水だといふことなんです、こうい
う状態につきましてどうなんですか、
夏季を迎えましてすでに付近の町に
は、これはこの問題と直接関係はない

かもしれないが、相当赤痢患者が出
てゐるといふようなことも言われてお
り、そういう新聞記事もあつたように
思ふのですが、この水の問題はこれ以
上何とか解決の方法と言ひますか、今
のところ厚生省としてはお考えはあり
ませんか。

○楠本政府委員 伝染病の発生状況
は、今のところは他の地域に比べまし
て、特に立川市が多いといふことはご
ざいませぬ。ただ御指摘のように今後
流行季を迎えますので、われ／＼とい
たしまして、保健所その他を警動い
たしまして、万全を期している次第で
あります。なお先ほど申し上げまし
たように、現在のようにわずかな水の
配給だけでは、たゞい半箇年とはいへ
ず、きわめて市民には生活上不便が多い
のでありますから、われ／＼といまし
ては、さらに新しい井戸を掘りまし
て、ただ井戸と申しますのは大体五十
メートルの深さを掘りますと、どの地
域でも清水が出て参ります。従いまし
てさうな深い井戸を掘りましたよう
に、タンク自動車をさらに増強するこ
とによりまして、できるだけこの半年
にも不便ながらもまんでできる程度に
いたしたいと努力をいたしている次第
であります。

○大石委員 御異議なしと認めま
す。福田篤泰君。

○福田篤泰君 委員長のお許しを得ま
して、委員長並びに委員各位並びに政
府当局に対して、刈田委員から質
問を提出せられました立川市の汚水問
題について窮状をお訴へし、同時にま
た強く要望をお願い申し上げたいと思
ひます。詳細にわたりまして、刈田委
員からも逐次御質問があつたようであ
りますが、この問題は三つあるうかと
存じます。一つは原因のいかにわか
らず、とにかく多数の立川市民
が非常な困窮に當面している、いわば
入道問題まで發展しつつあるものであ
りまして、この問題はのんびりと原因は
どうだとか、対策がどうだといふよう
なことを言つておる余裕もないように
考える、一日も早くあらゆる非常手段
を講じまして、敗戦後の新しいケース
としてのいわば異常な災害対策とし
て、政府が急速に実効ある対策を講じ
て、いたしたいのであります。また委
員長並びに委員各位にも、ぜひともこ
の現状につきまして深い御理解をいた
だきまして、本問題解決に御協力を
願ひたいと思ひます。

幸ひ私は二度ばかり現地調査をいた
しまして事実驚いたものであります。先
週の土曜日も松野厚生政務次官、楠
本部長その他の関係官とも一緒に視察
をいたしました。おそらく政府側もど
んどんと非常手段を講じておられると
思ひます。あるいはキティ台風あるい
はジェーン台風のごとき風水害のとき
には、ただちに政府は何十億出しまし
て、非常対策を的確に講じているので
あります。しかしこれは今まで予想で

きなかつた新しい例でありますので、
どうか従来の事務的な慣例にとられ
ずに、至急対策をお立て願ひたい。
第二の点は原因問題であります。こ
れは世上うわさされるごとく、あるい
は調査中のごとく、あるいは基地にお
ける油の漏洩かとも存ぜられますが、
この点も日米が今後緊密に協力して参
ります原則が確立されております以上
は、日本にとりまして、また駐留
軍にとりまして、一刻も早くその調
査を科学的に分析発見せられまして、
両国にとりまして円満なる妥結を見ま
すように切に御希望申し上げます。特
に委員外より発言を求めまして、委員
各位並びに政府側に対してお願いを
申し上げる次第であります。

○大石委員 次に先刻質疑を終了
いたしました栄養改善法案を議題とし、
審査を進めます。

○大石委員 本案に對し丸山委員より修正案が提
出されましたのでその趣旨弁明を求め
ます。なお本修正案につきましては、
印刷物を配付する余裕がありません
ので、丸山委員の御弁明で御採決願え
れば、後刻配付することにして採決を
いたしたいと存じますが、そのように取
扱ふことに御異議ありませんか。

○大石委員 御異議なければさう
にいたします。丸山委員。

○丸山委員 栄養改善法案に対する修
正案の趣旨弁明をいたします。
栄養改善法案の一部を次のように修
正する。

第十一條第一項中「経営者」を「管
理者」に改める。
第十二條第四項中「商品名、製造年
月日、製造所所在地及び製造者の氏名

九

又は名称、許可番号、原材料の配合割合、成分分析表その他」を創る。

第二十條中「(法人であるときは、その代表者)」を創る。

この修正を加えまする趣旨は、先刻質疑応答において、すでに明確になつたと考えますので、ここに時間を節約する意味において、あらためて詳しくいことは申し上げません。経営者を管理する方が運営において正しいと思ひまするし、種々なる掲ぐべき條項を羅列するよりは、これを省令に譲る方が、法の運営上において便宜があると思ふ方がゆゑであります。第二十條の修正は経営者を管理者に改めた自然の結果であります。

○大石委員長 次に栄養改善法案並びに栄養改善法案修正案を一括して討論に付します。岡良一君。

○岡(良)委員 私はたゞいま御提案になつておるこの栄養改善法案に對しましては、心から賛意を表する次第であります。この機会になおわが党の立場からの二、三の希望を付したいと思ひます。

この国民栄養の不合理ないし矛盾を解決しなければならぬという声は、いまさらのものではなくして、すでに兩三年前においても、厚生省の進歩的な官僚の諸君から、すでに法律案としての原案を作成されて参考資料としてわれ／＼もこれを配付を受けておつたのであります。それがい／＼な事情によつて、今日まで延び／＼になつておる。ところでい／＼栄養改善法として、この法案が提出されましたが、しかし日本の国民の栄養を改善せんがためには、この法案をもつては、まだ十分その改善なり、向上

の目的を達することができない。なぜできないかという、提案者の提案理由の御説明になり、また栄養改善法の目的としてうたわれておるところのものが、国民の栄養状態を明らかにし、栄養改善思想を高めた栄養を改善する方途を講じて、国民の健康や体力の維持向上をはかる。国民の栄養改善について、こういう認識をしておられるというところに、この法案が眞に国民の栄養の改善に對する正宗の名刀ではあり得ない、この弱さあるいは低調さがあらうと思ふのであります。わが党の立場からは、今日御存じのごとく莫大な輸入食糧を仰いで、本年度においてもわが国の外国に支払うところの輸入総額の金額のうちの二割三分は、主要食糧に充てられておる。ところで日本が経済の自立を達成しようとするならば、国際收支の改善をはかり、貿易の不均衡化を是正するためには、このような消費財の輸入というものは、徹底的にこれを抑制するということは当面の至上命令でなければならぬ。そういう意味において今の国民の穀粉偏重の栄養を改善することは、独立日本の経済自立の大前提であるという認識が、まづ欠如しておるということ、ひいてはまたこのように主要食糧が不足しておる状況において、万一世界に大きな異変、戦争等が勃発いたしました場合に、船舶不足の日本は食糧そのものの不足によつて、生活の不安が社会不安となり、あるいは政治不安を惹起することは火を見るより明らかであります。この意味において、厩大なる予算が、あるいは国家保安隊等に用いられるよりも、食糧自給のための食糧増産に用いられ、同時に並行的に国民の栄

養内容の合理的な改善がはかれるというところが、国の安全と独立のための大前提でなければならぬ。現にすでに本国会においても、酪農の普及のための予算が三十七億も決されておるのではありませんが、今日低米価と重い税金にあへている農家の経済力を向上せしめるがために、一單に農家に酪農を普及し、有畜農業を普及し、無畜農家を解消するだけでなくて、また受入れる市民の食生活の中に、これらの蛋白質なり脂肪分なりを、農村を供給源として受入れ態勢を進めて行くという、單に都市におけるわれ／＼市民の栄養や体力の改善のみではなく、農村の経済を一段と安定にし、また向上せしめるための重大な役割を持つてゐる。こういうような事情を考えますときに、栄養改善は提案者が着眼されたように、單に個々の国民の台所なり、あるいは国民の健康につながるものではなく、日本の経済自立のために、ひいては日本の農村経済の安定と向上のために、これは国家独立の必至の要諦であるという、この認識が足りないことが、われ／＼をもつてすればこの法律案はまだ／＼きわめて低調であるということ率直に申し上げざるを得ないのであります。従ひまして、たとえ先ほど来金子委員によつても指摘されておりますように、長い伝統と習慣によつて固定してゐるところの農村の食生活の改善、栄養の改善というものは、口へ持つて行かなければならぬの改善はできない。そういう点から、これらの手足をできただけ多く養成するという意味において、資質の充実した栄養士を、一日も早く、一人でも多くつくつて行くとい

うふうなことに對しての具体的な用意が明確にうたわれないことは遺憾である。あるいはまた今日、日本の国民の栄養は、農林省に生活改善課あり、あるいは文部省に児童給食の所管課あり、あるいはまた厚生省に栄養課あり、ということ、いろいろな省がそれ／＼所管を別にしておる。その結果として調査を調査、農村は農村、児童は児童というふうな、眞に国民全体を一体として対象としたところの充実した、統一した栄養改善の方途というものが、機構的に非常に実を結びたい状況にあるのであります。こういう点は、この法案によつて栄養改善のための審議会が設けられるのであります。審議会というものはともすれば各省のセクシヨナリズムの犠牲となつて、何ら明確にして強力な施策を進行し得ない、あるいはたゞいいたしましても、それが実際に遂行されるかどうかということにおいては、今日までのいわゆる審議会の答申案なるものが、具体的な施策に生きた実績が非常に芳しくない、こういう諸事情を考えますときにもし政府がこれらのいろいろの栄養改善に関するところの指導的の所管課の一本化ができないといひましたら、この審議会がよほど強力に各省にまたがるところの栄養改善の所管課を統一して、全国民を対象としてそれ／＼の職業なり、それ／＼の地域に於ける立地條件を十分に考慮いたしまして、統一ある組織的な強力なる栄養指導を手から口へという方式において、ぜひとも国民の栄養改善に臨んでもらいたい。そういったしますためには、先ほど田田委員の発言もありましたが、やはりわれわれは少くとも一日百食以下のものに

おいても、効率的な栄養を攝取せしめるがごとき集団給食施設の拡充を、ぜひともやるべきであると思ひます。もちろんこれにはそれ／＼栄養士の配置がなくては、また別々な工場が別々に給食施設を持たなくては、それらの中小企業体が協同組合によつて共同給食施設を持つことは容易にできるのではありませんから、そういうような方向においてでも、できるだけ小範囲においてでも、集団給食を、特に工場における労働者の諸君に對してはお願いしたい。あるいは農村におきましても、これは当然法律化するくらい意気込みをもつて、特に農繁期を対象として農村協同組合の厚生部面における活動の第一点は、農民の栄養改善である。自分たちがつくつたバターや牛乳を、自分たちが消化し得るといふところに、農村の経済力を高めると同時に、農村の栄養、特に健康を生産と生活の唯一の元手として農民のために、かかる措置は協同組合の重要な厚生事業の一環として、ぜひとも推進すべきであるということ、あるいはまた児童給食にいたしましても、文部省が所管をし、最近それはそれ／＼予算が削られたといふことで、全国の父兄諸君から物議をかもしておりましたが、こういうことも先進国の例にならつて、当然全国国庫負担によるところの全学童を含む給食というものを実施すべきものである。そういう形において、あるいはお母さんの負担を防ぎ、また子供たちが一つかま、一つなべのものを、お互いが一緒に食べるによつて、協同親和の精神を養ひ、小さいときにみずからが職立をつくり、みずからに従事することによつて、みんなに栄養

次に、ただいま修正された部分を除く残りの原案について採決いたします。本部分を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて本部分可決され、栄養改善法案は修正議決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、そのように決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

なお先ほど議長より本会議場に入れ入れとの命令がございますので、本委員会を暫時休憩いたします。

午後四時二十五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

栄養改善法案に対する修正案
栄養改善法案の一部を次のように修正する。

第十一條第一項中「経営者」を「管理」に改める。

第十二條第四項中「商品名、製造年月日、製造所所在地及び製造者の氏名又は名称、許可番号、原材料の配合割合、成分分析表その他」を削る。

第二十條中「（法人であるときは、その代表者）」を削る。

栄養改善法案（参議院提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

いるというような、こういう状態の中にあつて、私も国民の栄養の改善はどうしなければならぬかということを考えてみますと、私もはもつと根本にしなければならぬ問題がたくさんあるという事は、当然考えられるわけなんでありまして。特に今申しましたような、予算もない、技術者も足りないままの、きつめて安価な国民栄養改善法というものは、私は非常に恐ろしい気がするであります。ちやうど戦争前に、戦時食というふうなものが流行いたしました。国民は何でもかんでも玄米食や、いろ／＼なものを食べさせられて、そしてかえつて国民の健康を低下したというやうな例を考えまして、特に現在の政府の再軍備政策と呼びたいとして、この国民栄養改善法が、せつかく当局者にほんとうに真剣な熱意があるのかかわりませう、こういう政治のために悪用されるのではないかと、きわめて心配いたしました。私どもはこういう点を慎重に考えました結果、この栄養改善法に對しまして、以上の点について政府に鋭い警告を發しまして、そして共産党といつたしまして、今回の栄養改善法に對しましては反対を表明したい、かように考えておるものであります。

○大石委員長 以上で討論は終局いたしました。

次に本案の採決に入ります。まず丸山委員より提出されました栄養改善法案修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

の知識をつけることができる。これは一石四鳥の策であります。こういう具体的な方針を、歩一歩でもさしつかえないが、当然これは政府の責任について実施してもらいたい。工場に働くものにおいても、農村に働く農民においても、あるいはまた子供たちにおいても日本のように、お互いが倒れかねては国を守り、家を守ることで、唯一の元手である健康の最大の源泉であるところの栄養というものについて、もつと真剣なとつ組み方をし、もつと徹底的な栄養の改善の方途を講ぜられるべきことを、私は心から主張いたします。この法案に賛成をいたす次第であります。

○大石委員長 刈田アサノ君。

○刈田委員 日本共産党は、ただいま上程されました栄養改善法案に對しまして反対をいたします。

この法案そのものに対しては、これが栄養の調査を進め、栄養改善を目的としておるというこの範圍におきましては、私も決して反対はいたしません。しかしながら、これは他の委員からも御指摘になつた点であります。こうした国民の栄養調査をいたします場合には、三千万円内外というやうな少額な金でもつて、ほんとうに正確な国民の栄養状態をつかむという事は、とうてい不可能であります。なお、これだけの大きな規模で栄養の改善をはかるといふことと真剣にとつ組むならば、もつとほんとうに必要な大きな予算を出しまして、それに必要なところの栄養指導の技術者も十分に養成するやうな処置を講じてこそ、こつちやうな国民全体のき

わめて低い栄養を科学的に高めて行くことができるのであります。單にこつちやうな法律をもつてしまつて、それができるといふことは、私はとうてい考えられない。それだけじやなくて、特に私も心が配いたしまして、現在の国民の栄養がきわめて低い、非科学的であるといふことは、決してこつちやうな法律がないからとか、あるいは国民の栄養調査が完全に行われないからといふことではなくて、問題はもつと根本的なところにあると私は思ふのであります。それは結局政治の方向が、パターカ大砲かといふことに關しまして、明らかに大砲の方向に向つておる政治であればこそ、こつちやうな法案をいくら出しても、これでは国民の栄養の改善には資さない。特にこの提案の理由の中で、現在の国民は決して栄養を食ふ足りないのではないといふ一項目が増えられておることは、これは注目しなければならぬと思ふのであります。現在の生活水準の非常に低い、しかも教養も低く放置されておる、しかもこの国民大衆の中で、先ほども金子委員が言われましたやうに、農村の実情を考へてみれば、すぐわかるのでありますけれども、自分の家で鶏をたくさん飼つておる、自分のも、毎日何十となくとれる卵は、一つも自分の家の子供、病人に食べさせることはなくて、全部これを売出し、そして、そつちやうな家計の足しにして、せつかく乳牛を飼つておるにしても、その乳牛の栄養のある乳を食べるのは、そつちやうな農家じやなくて、乳牛を飼つておる農家の人たちは青い顔をして、そして現在の機構の中で都会の大きな業者のために、それを安く搾取されて

昭和二十七年六月二十八日印刷

昭和二十七年六月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁